平成２２年（フ）第２０号
福島県喜多方市岩月町橿野字台1654番地１
債務者　清水　由美
１　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
福島県大沼郡昭和村大字大芦字畑小屋2412番地、住民票上の住所福島県会津若松市門田町大字一ノ堰字村西368番地の３
債務者　佐藤久美子
１　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
埼玉県比企郡小川町大字勝呂1266番地18
債務者　近藤　和夫
１　決定年月日時　平成22年２月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２７３号
千葉県山武郡横芝光町木戸4553番地
債務者　大木　明夫
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第８９８号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目25番６―704号
債務者　黒川　沙織
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第９１２号
神奈川県小田原市中町３―８―13　カサベルデ額田203、住民票上の住所神奈川県足柄下郡湯河原町城堀74番地
債務者　土屋　彩乃（旧姓白鳥）
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４９号
神奈川県小田原市穴部28番地
債務者　松田ゆかり
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５６号
神奈川県厚木市東町６番９号　エバグリーン東町207
債務者　福田　千裕
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３２９１号
名古屋市緑区大高町字伊賀殿４番地の１　伊賀殿ハイツ205号
債務者　久保田　勝
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４７６号
愛知県津島市金柳町字北脇205番地　ニューコーポ金柳二番館711号
債務者　花木　聖子
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３号
名古屋市天白区八事山435番地　パルナス八事裏山221号
債務者　林　　美希
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１号
名古屋市西区貝田町２丁目15番地　サンキャッスル２―A号
債務者　浜石工業こと　濱石　光男
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１８号
名古屋市瑞穂区彌富通３丁目40番地　ファイブヒルズⅡ―302号
債務者　茶本　康孫
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５７３号
愛知県岩倉市栄町１丁目70番地　中圓ビルB―2
債務者　牛田　博明
１　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１６号
愛知県豊田市折平町西屋敷553番地35
債務者　熊田　理菜（旧姓杉本・木村）
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
愛知県安城市大岡町宮前22番地２　Tスクエア203
債務者　吉田　欽彦
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
愛知県碧南市久沓町４丁目143番地　丸岡荘16号
債務者　ミーテイクこと　佐々木　誠
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係